

平成 28 年熊本地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

このたびの地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
今回の災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置(手続)等がありますのでご確認ください。

I 国税に関する申告・納付等の期限について

- 熊本県のうち一部市町村(熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村)を除いた地域の納税者の方の、平成28年4月14日から平成28年11月29日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、平成28年11月30日(水)となります。
なお、熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村の納税者の方の、平成28年4月14日から平成28年12月15日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、平成28年12月16日(金)となります。
- 上記期限までに申告・納付等ができない場合には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 ^(注1) は除かれます。)	住宅や家財 ただし、損失額 ^(注2) が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方の金額です。 ① $\text{損失額}^{(注2)} - \text{所得金額の10分の1}$ ② $\text{損失額}^{(注2)} \text{のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円}$ ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年(やむを得ない事情がある場合には3年)以内に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限りです。 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 								

(注) 1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

2. 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

1 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

- (注) 1 保険金、共済金及び損害賠償金などで補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。
2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。
3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数 (1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)}$$

なお、償却率は4ページの別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

- 4 被害割合については、被害状況に応じて、4ページの別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、4ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積（事業用部分を除きます。）を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

- (注) 4ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

2 家財に対する損失額の計算

(生活に通常必要な動産で、3に該当するものを除きます。)

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別により4ページの別表4「家族構成別家庭用財産評価額」により求めた家族構成別家庭用財産評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

3 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

- (注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

Ⅳ 災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補填される部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

- ・ 青色申告の場合
純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、総所得金額等の計算上控除されます。
- ・ 白色申告の場合
純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、総所得金額等の計算上控除されます。

Ⅴ 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます。（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）

Ⅵ リ災証明書の添付又は提示について

「リ災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、リ災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。

税務署では、申告書等を提出する際に「リ災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

▼ 熊本国税局ホームページ

災害等のあったときの税務上の取扱いに関する照会事例を取りまとめた「平成28年4月の熊本地震災害により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）FAQ」を熊本国税局ホームページに掲載しております。

▼ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点などがございましたら、税務署にお気軽にお問い合わせください。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話で事前に相談日時をご予約いただいております（ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。）。

別表1 非業務用資産の償却率

① 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc以下のもの)	6年	0.166

- (注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

別表2 被害割合表

区分	被害区分	被害割合		摘要
		住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊	%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)	100	100	
	半壊	50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損	5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合

- (注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

別表3 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円
福岡	(156)	(185)	(181)	(201)
佐賀	(154)	(122)	(183)	(189)
長崎	(158)	(181)	(177)	(190)
熊本	(156)	(65)	(167)	(189)
大分	(151)	284	(172)	(206)
宮崎	(143)	(174)	(193)	(182)
鹿児島	(155)	—	(190)	(185)
全国平均	166	233	232	219

- (注) 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合(かっこ書き)のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

別表4 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～29	500	300
30～39	800	
40～49	1,100	
50～	1,150	

- (注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

災害減免法と雑損控除の適用判定表

